

兵庫県阪神北県民局宝塚健康福祉事務所
保健師（病休代替職員）の募集について

病休代替職員とは、病気休暇を取得した職員の代替として勤務する職員で、正規職員と同様の業務に従事します。

1 勤務地

兵庫県阪神北県民局宝塚健康福祉事務所

宝塚市東洋町 2－5

電 話：0797－72－0054

2 業務内容

- ・障害者やその家族等の相談対応
- ・各種申請受付業務
- ・各関連機関への連絡調整 等

3 募集人員

1名

4 勤務日・勤務時間

月～金の5日間、週 38 時間 45 分（1日あたり7時間 45 分）

5 受験資格・必要な資格等

- （1）保健師または看護師の資格を持っている方
- （2）任用の日に兵庫県阪神北県民局宝塚健康福祉事務所に勤務可能な方
- （3）次の地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- （4）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- （5）Word、Excel 等のパソコン操作ができる方

6 選考方法

（1）選考方法

所定の応募書類及び面接試験による選考

（2）日 時

申込受付者に別途ご連絡します。

※ 面接試験は、応募書類による審査を通過した方に実施します。

(3) 場 所

兵庫県阪神北県民局宝塚健康福祉事務所

〒665-0032 宝塚市東洋町2-5

※ 勤務地に同じ

7 申込先及び申込方法

所定の応募書類（写真貼付）及び免許証（写し）を、下記まで持参又は郵送で提出してください。

兵庫県阪神北県民局宝塚健康福祉事務所 白井あて（住所同上）

8 合格発表

郵送もしくは電話にて結果を通知します。

9 任用期間

令和7年10月1日～令和8年1月31日

10 報酬

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

212,783 円 ～ 282,361 円

（給与月額 194,500 円～258,100 円、地域手当 18,283 円～24,261 円）

※ 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給与月額が変わることがあります。

※ 給与月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また給与月額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※ 給与改定によって手当額等が変わることがあります。

11 休暇

10/1採用の場合、年次有給休暇は入職と同時に7日付与されます。

その他、任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給/無給）の適用があります。

12 その他

・ 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

・ 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

・ 病休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。